令和6年度　岡山市ケアプラン点検まとめ

＜ケアプラン点検の目的＞

　ケアプラン点検は、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り健全なる給付の実施を支援するために行うものです。

平成20年7月18日厚生労働省老健局振興課
「ケアプラン点検支援マニュアルの活用方法」
（介護保険最新情報Vol.38）

◆ケアプラン点検の実施方法

対象		方法
居宅介護支援事業所	（１）市内の居宅介護支援事業所で作成された岡山市を保険者とする、以下①～③の要件のいずれにも該当する全てのケアプラン ① R6.7月～R6.8月利用分に初回加算を算定 ② 要介護1 ③ 主治医意見書の日常生活自立度（認知症)がⅡaまたはⅡb	ヒアリング （電話・e-mail等） または 面談
（看護）小規模多機能型居宅介護事業所	（２）新規事業所（令和3年度以降開設） 保険者（岡山市）が選定	面談
居宅介護支援事業所 ※(3)～(5)は(1)に加えて実施	（３）新規事業所（令和3年度以降開設） 保険者が選定	
	（４）高齢者向け住まい等併設事業所 保険者が選定	
	（５）規定回数以上の訪問介護を位置付けたケアプラン 保険者が選定	

提出書類

- ✓ フェイスシート・アセスメント表
- ✓ 居宅サービス計画書
- ✓ サービス担当者会議の要点
- ✓ 居宅介護支援経過
- ✓ サービス利用票・利用票別表

◆R6年度のテーマと確認事項

● テーマ：「アセスメント」

アセスメントは、ケアマネジメントにおいて、ケアマネジャーが行う一番重要で専門的な作業です。「利用者の抱える問題点を明らかにすること、解決すべき課題を把握すること」の原点に立ち返り、アセスメントの技術向上を図ることが、利用者の自立支援に繋がると考えます。

● 確認項目

① アセスメント23項目から導き出された課題が明らかになっているか

② 専門職と連携し、環境面・医療的な視点で提案ができているか

③ 本人の自立支援、セルフケアの視点から社会資源（インフォーマル）を検討できているか

④ 個々の住宅事情に合わせて過不足なく住宅改修や福祉用具の提案ができているか

◆R6年度の変更点

R5

STEP 01	STEP 02	STEP 03	STEP 04
提出依頼	**点検実施**	**結果通知**	**（再提出／結果通知）**
・個別に通知（紙）	・来庁面談 ・書面点検	・文書送付 （再提出依頼）	・書面点検 ・文書送付

R6

STEP 01	STEP 02
提出依頼	**点検実施**
・全事業所に要件周知 （e-mail） ・個別に通知（紙）	・電話面談 ・来庁面談

点検プロセスの見直しを実施
→ 時間的・心理的負担の軽減
→ 多くの事業所を対象に頻度高く実施

◆R6年度のケアプラン点検実施状況

（　）は前年度

●実施事例件数　　１９６件　（１２２件）

●実施事業所数

居宅介護支援事業所　　１１６事業所（３２事業所）

小規模多機能型居宅介護事業所　　３事業所（　０事業所）

◆主な助言

- 初回のマネジメントで求められる業務（契約や重要事項説明書、複数事業所の提案、ケアプランを交付した記録、医療系サービス導入時の医師への照会等）を記録すること
- 令和５年１０月に発出された課題分析標準項目の一部改正内容（介護保険最新情報Vol.1178）を事業所独自のアセスメントシートへ反映する方法
- アセスメントやケアプランに「位置付けたサービスの必要性や根拠」を記載すること
- 介護給付のみのプランに対して、インフォーマル資源の活用、提案、自立支援など確認してほしい点があること
- 本人との聞き取りでは「主訴」だけでなく今後の生活の「意向」も確認すること（本人が大切にしている思いを援助の方針に入れるとより個別性のあるプランに繋がる）

◆ 点検実施によるケアマネジャーの気づき

- 医療面や予後予測などの視点が不足していた
- ケアプランとアセスメントが連動できていなかった
- 支援経過など、時系列で誰もが理解できる記録になっていると評価された
- 本人の意向や活動、社会資源も反映すること
- 利用者本人ができることに着目すること
- ケアマネだけでは解決できない課題にケアチームで関わる重要性

◆現状分析と改善のポイント

現状と課題

- アセスメントの不足や偏りによる支援の「質」「量」にバラツキがある
  - ↳ 経験にもとづいた自己流の課題抽出となっている
- 介護給付のみのプランはサービス利用が「目的」となっている
  - ↳ 本人の意向や取り組みの提案が不十分

改善のポイント

・課題分析標準項目を活用した情報収集をする（介護保険最新情報Vol.1178）

・本人の主訴（主な訴え）だけでなく、**意向（どうしたいのか）**も確認する

・情報収集にプラスしてどのように援助していくかをアセスメントのまとめとして書き出してみる

◆最後に

お忙しいところ、お時間を頂戴しました。
ご協力ありがとうございました。

- 電話面談を中心とすることで、これまでよりも多くのケアマネジャーと面談することができ、事業所の取り組みや状況をより多く知ることができた
- 多くのケアマネジャーが担当件数35件以上と回答、多忙な中、運営基準に沿った業務を行い、利用者に対して真摯に向き合っていた
- 課題分析については、介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、要介護者等の有する課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないとされている（運営基準より）。その合理的な手法として、課題分析標準項目を具備することをもって、それに代えることとされており、保険者として今後も課題分析標準項目の活用を促し、利用者ひとりひとりに寄り添った支援の実現、自立支援に向けたケアプランの作成を支援していく